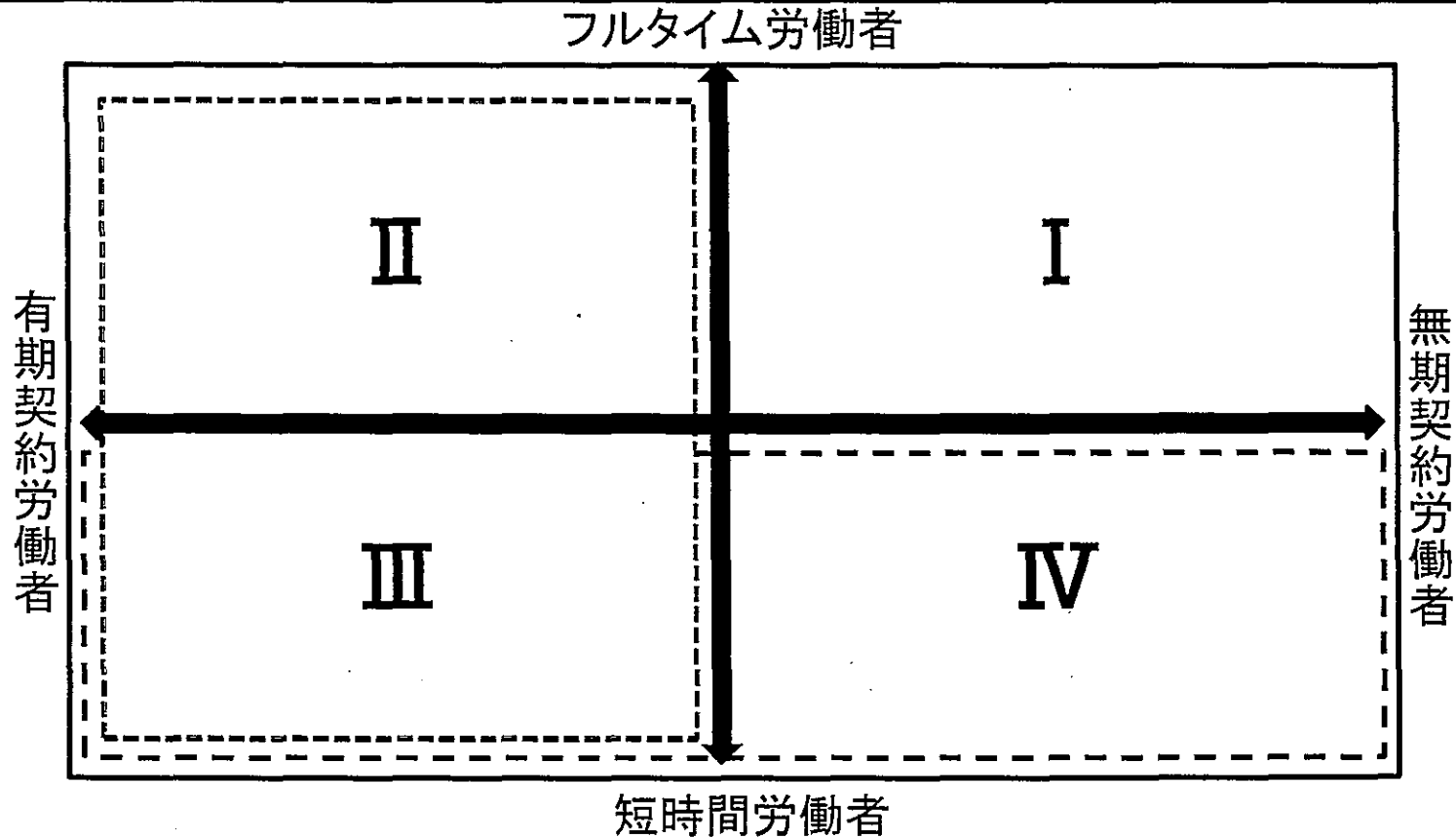


検討に当たっての参考—均等・均衡待遇について



□ (I～IV): 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。  
【労働契約法第3条第2項】

□ (Ⅲ、Ⅳ): 短時間労働者について、通常の労働者と同視すべき者に対する差別的取扱いの禁止、通常の労働者との均衡を考慮した賃金決定・教育訓練の実施、福利厚生施設の利用機会の付与、通常の労働者への転換措置、短時間労働者から求めがあった場合の待遇に関する説明責任【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条～第13条】

□ (Ⅱ、Ⅲ): 今回の検討対象